

1. 計画の推進体制

(1) 大阪府における推進体制

(大阪府子ども政策推進会議)

大阪府子ども政策推進会議を中心に、知事のリーダーシップのもと、庁内一体となって、大阪府子ども計画を総合的に推進します。

大阪府の子ども・子育て施策の実施の推進及び庁内関係部局相互の調整等のため、課長級からなる大阪府子ども政策推進会議幹事会、個別施策に関する関係課長会議及び実務者組織である小委員会を活用します。

(大阪府子ども家庭審議会)

大阪府子ども家庭審議会は、大阪府子ども審議会条例第3条の規定により、子ども・子育て支援施策について、幅広く調査審議を行います。

また、大阪府子ども計画策定及びその見直しにあたっては、同審議会及び同審議会計画策定専門部会における調査審議により、地域や企業・関係団体等と連携を図りつつ、子ども・子育て施策を総合的かつ効果的に推進していくこととしています。

さらに、大阪府子ども家庭審議会条例第4条第2項の規定により、委員を任命することとし、同項第3号の規定による子ども・若者及び子どもを養育する当事者委員の任命により、子ども・若者及び子育て当事者の意見を施策に反映することとしています。

大阪府子ども家庭審議会条例（抜粋）

（所掌事務）

第三条 審議会は、児童福祉法第八条第一項及び認定こども園法第二十五条に規定する事項について調査審議するほか、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 法（子ども基本法）第二条第二項に規定することも施策に関する事項
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（組織）

第四条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 法第二条第二項に規定することも施策に関連する事業に従事する者
- 二 学識経験のある者
- 三 子ども又は子どもを養育する者その他の関係者
- 四 前三号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

2. 計画の進捗管理等

(1) 数値目標及び指標について

「こども大綱」及び「こどもまんなか実行計画」に掲げられた数値目標・指標等を勘案しながら、大阪府の子ども・子育て支援施策の進捗状況等を把握できるような数値目標・指標等を重点施策を中心に、必要に応じ、設定します。

(2) 計画の進捗管理及び検証・評価

毎年度、「大阪府子ども家庭審議会」において、施策の実施状況や大阪府子ども計画における数値目標・指標等を検証・評価し、適切な進捗管理に努めます。

また、子ども・若者など当事者の意見を汲み取る仕組みを活用して、施策に反映していきます。

さらに、近年の急速に変化する社会情勢の変化等と計画の進行管理状況を踏まえ、必要に応じて、施策及び取組の見直しを行います。

(3) 市町村こども計画の策定促進、府内市町村との連携

こども基本法において、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を定めるよう努めるものとされています。

大阪府子ども計画策定及びその見直しの際には、大阪府子ども家庭審議会及び同審議会計画策定専門部会における調査審議状況について、市町村担当部局向け会議及びホームページ等を通じた情報提供を行うとともに、市町村との協働による子育て当事者等のニーズを把握するためのアンケート調査を行うなど、市町村こども計画の策定支援及び市町村子ども・子育て支援施策との必要な連携・協力を積極的に行っていきます。